

## 主治医意見書作成料の請求等について

### 1 主治医意見書作成に係る事務処理について

「主治医意見書提出依頼書」を送付いたしますので、依頼書に記載された期限までに主治医意見書をご提出ください。

### 2 主治医意見書作成料の請求事務について

作成料を請求する際は、請求書と主治医意見書作成提出済名簿を小国町健康福祉課長寿介護担当までご提出ください。

請求書は作成した主治医意見書の送付時に同封して随時請求いただいても構いませんが、できるだけ月末や翌月初めなどに、月毎にまとめて請求していただけるようお願いいたします。請求書の受理後、30日以内に指定された口座に振り込みいたします。

作成料の金額については、別紙「主治医意見書の取扱いについて」をご覧ください。

### 3 意見書を作成した者の名簿について

- ① 名簿の様式については、別紙「主治医意見書作成提出済対象者名簿」を複写してご使用ください。
- ② 名簿は月毎に作成が完了し、提出済みの対象者のみを記入し提出してください。
- ③ 提出の際は、添書等は不要です。請求書と一緒に提出してください。

### 4 請求書について

- ① 請求の際は、別添の請求書用紙を複写してご使用ください。
- ② 名簿の件数と請求件数は、必ず一致するようにしてください。
- ③ 振替先口座番号等は必ずご記入ください。

## 主治医意見書の取扱いについて

### 1. 主治医意見書の記載に係る対価について

主治医意見書の記載に係る対価については、在宅・施設別、新規・継続申請別に以下の金額とする。

なお継続申請者とは、更新申請において、施設入所者については前回申請時と同一の施設に入所している者及び在宅の者については、前回申請時と同一の医療機関または主治医が意見書を記載した者をいう。

令和5年4月1日～令和6年3月31日までに町に到達した場合

|           | 在 宅        | 施 設        |
|-----------|------------|------------|
| 新 規 申 請 者 | 5, 5 0 0 円 | 4, 4 0 0 円 |
| 継 続 申 請 者 | 4, 4 0 0 円 | 3, 3 0 0 円 |

※消費税を含む。

### 2. 市町村の事務費としての診察・検査に係る費用を負担する場合の取扱いについて

要介護認定の申請者であって主治医がなく、主訴等もない者が、要介護認定の申請を行う場合は極めて例外的なものと考えられるが、意見書を記載する場合に必要な診察・検査については、健康診断と同様の考え方により医療保険の対象とはならない。従って、このような場合には、市町村が要介護認定に係る事務費として必要な費用を負担することとなる。

主治医がおらず診療を希望していない者に意見書を記載する場合に必要な診察・検査に係る費用については、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対する診療報酬単価に基づき積算した額を請求することができるものとする。

#### 【医師の判断に基づき行う検査の範囲】

- ・ 胸部単純 X 線撮影
- ・ 血液一般検査
- ・ 血液化学検査
- ・ 尿中一般物質定性・半定量検査